

やまなしグリーンゾーン認証チェックリスト【集会・展示施設】

山梨県立男女共同参画推進センター(ぴゅあ〇〇)

日付	/	/	/	/	/	/	/
<b>1. 3密の回避</b>							
<b>(1)換気設備の設置等(「密閉」の回避)</b>							
・ビル管理法の対象施設である場合は、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。							
・ビル管理法の対象外施設である場合、換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30m <sup>3</sup> )を確保(収容人数を制限)し、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。または30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合はドアを開ける)するなどの方法により十分な換気を行っている。また、換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知し、協力を要請する。	/	/	/	/	/	/	/
<b>(2)施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)</b>							
・入場者の制限などにより混雑度を管理している。							
・滞在時間の制限や予約制の活用などにより、同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。							
・動線の工夫やイベント等の制限などにより、施設内で過度に人が密集する機会を減らしている。							
<b>(3)人と人との距離の確保(「密接」の回避)</b>							
・最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保している。							
・席の配置は、四方の席を空ける、座席を一つ置きにするなど、対人距離を確保している。							
・一人あたり(従業員を含む。)の専有面積を最低3m <sup>2</sup> として施設内の人数を制限している。							
・人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。							
・近距離での会話や発生避けるようにしている。							
<b>2. その他の感染防止対策</b>							
<b>(1)利用者の感染防止対策</b>							
・マスク着用について、利用者に周知している。							
・店内入口に消毒設備を設置し、利用者の入場時に手指消毒、手洗いを実施している。							
・発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状があれば、入場しないよう要請している。							
<b>(2)従業員の感染防止対策</b>							
・マスク着用を遵守している。							
・定期的に手指消毒、手洗いを実施している。							
・業務開始前に検温・体調確認を行っている。							
・発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)がある場合には、出勤を停止させている。							
<b>(3)トイレの衛生管理</b>							
・トイレの入り口付近(トイレの外)に消毒液を設置している。							
・不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒を行っている。							
・トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示して注意喚起を行っている。							
・ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、ペーパータオル、個人用タオルを準備している。							
<b>(4)休憩スペースのリスク軽減</b>							
・一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けている。							
・常時換気を行い、共用する物品を定期的に消毒している。							
<b>(5)飲食スペースのリスク軽減 ※飲食スペースがある場合のみ</b>							
・入店管理システムの二次元コードを掲示している。さらに、スマホ未使用者のために氏名、連絡先等(代表者のみ)を記入するように要請し店舗側で最低1ヶ月間(可能な限り3ヶ月間)保管している。	/	/	/	/	/	/	/
・基準に適合するパーテーションを設置して遮蔽している。	/	/	/	/	/	/	/
・席の近くに手指消毒用のアルコールを設置している。	/	/	/	/	/	/	/
・基準に適合する空気清浄機を、メーカーが指定する適用床面積に応じて設置している。	/	/	/	/	/	/	/
・二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施している。	/	/	/	/	/	/	/
・滞在時間の制限(概ね2時間程度を目安)等により、同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。	/	/	/	/	/	/	/
・大皿での提供を避け、個々に提供している。	/	/	/	/	/	/	/
・お酌や回し飲みを避けるよう注意喚起を行っている。	/	/	/	/	/	/	/
・グループ間が相互に1m以上確保できるように配置している。	/	/	/	/	/	/	/
<b>(6)喫煙スペースの使用制限</b>							
・喫煙スペースの利用制限を行い、2mの距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請している。	/	/	/	/	/	/	/
<b>(7)清掃・消毒</b>							
・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒している。							
・ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗っている。							
・鼻水や唾液などが付いたゴミ等は、ビニール袋に密閉して処理している。							
<b>3. イベントの開催における注意点</b>							
・施設内でのイベントを開催する場合、最低1mの対人距離や1人あたりの専有面積3m <sup>2</sup> を確保している。							
・1000人以上のイベントについては、あらかじめ県(所管課)の確認を受けることとしている。							
・業種別ガイドラインを遵守している。							